

## 第4章 空家等対策の基本方針

### 4.1 空家等対策の基本的な考え方

本町の第4次蟹江町総合計画では、基本計画「誰もが元気に住みつづけたいくなるまちづくり」を掲げ、「快適に住み続けることができる住環境」、「居住地の安全や美化」、「旧市街地での居住促進」を目標にまちづくりを進めています。

空家等対策については、安全・安心な住まい・まちづくりの実現に向け、「空家になる前」、「空家になった後」、「管理不全となった空家等」の3つの段階に応じ、次の5つの対策を軸に総合的な展開を行います。

#### 空家になる前

- 空家化の予防対策

#### 空家になった後

- 維持・管理を促進する対策
- 利活用を促進する対策
- 除去・跡地利用を促進する対策

#### 管理不全となった空家等

- 管理不全な空家等を解消する対策

### 4.2 空家等対策の主体

空家等対策として、建物の管理責任者である所有者等が、その建物を空家化させ、周辺の生活環境に悪影響を及ぼすことのないように、地域住民等と連携を図り、適正な管理や利活用を積極的に行うことが必要です。

しかし、適正な管理や利活用を行うことが困難な所有者等も存在することから、本町においても、その対応を図る必要があります。

また、地域では空家等の状況や適正管理・利活用の検討等、良好な生活環境の維持に向け、本町や民間事業者等と協力して主体的に取り組む必要があります。